

産業医に必要な労働安全衛生法規 について

第14次労働災害防止推進計画の概要

新潟労働局労働基準部健康安全課

目次

**労働災害防止計画とは／安全衛生を
取り巻く現状** **3**

**第14次労働災害防止推進計画の
概要** **6**



ひと、くらし、みらいのために



労働災害防止計画／労働災害防止推進計画

労働災害防止計画とは

- ・労働安全衛生法（第6条）に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。
- ・1958年に第1次の計画が策定され、現在は**令和5年度を初年度とする第14次の計画**が策定・公表されている。

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、**労働政策審議会の意見をきいて**、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

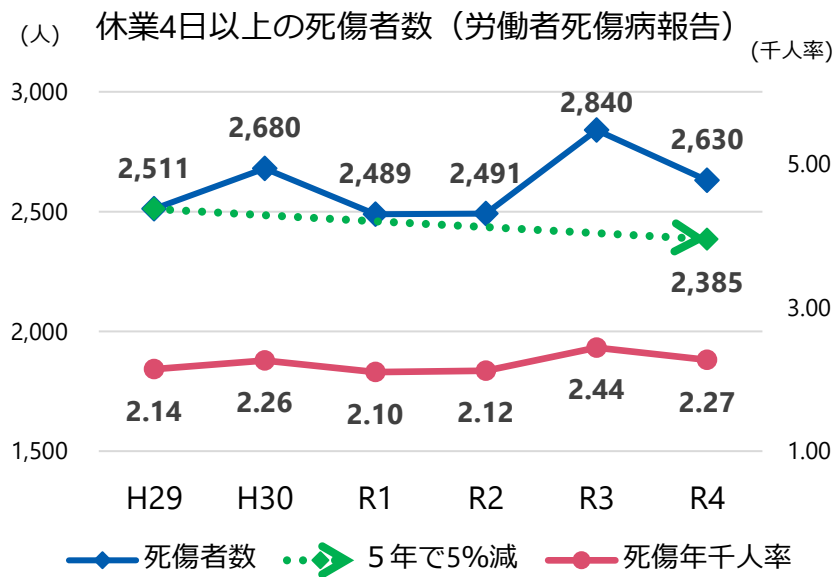
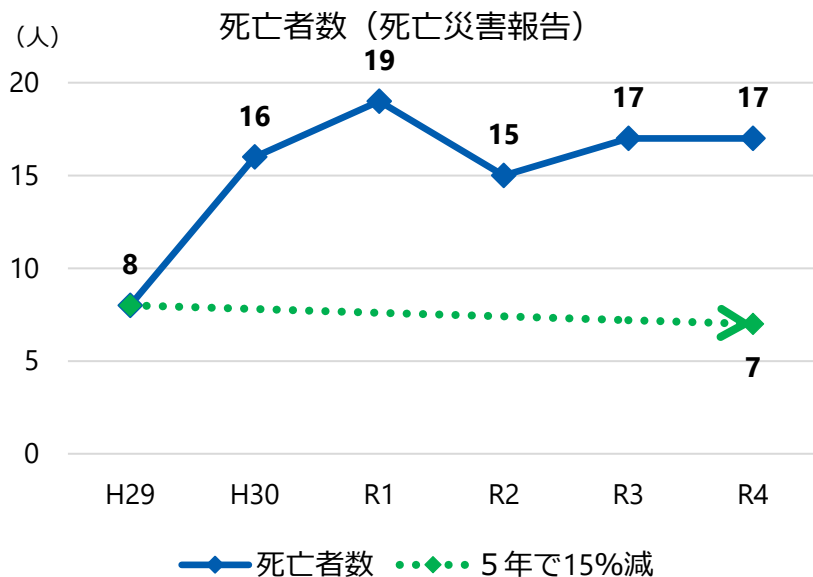
労働災害防止推進計画とは

- ・国が定める労働災害防止計画を推進するため、都道府県労働局長が**地域の実情等を踏まえて定める5か年計画**
- ・国が定める労働災害防止計画と同様に、**令和5年度を初年度とする第14次の推進計画**が策定・公表されている。

労働安全衛生を取り巻く現状 ①

1 第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況

- 第13次労働災害防止推進計画では、**死亡者数の減少を図ることができなかった**。
- 中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組が必ずしも進んでおらず**、また、**60歳以上の労働者の割合が増加**した影響により、**死傷者数が増加した**。また、**中高年齢の女性を始めとして労働者の作業行動に伴う転倒等の労働災害が約4割(40.3%)を占める**。



転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要

労働安全衛生を取り巻く現状 ②

2 職場における労働者の健康状態等

(職場における傷病等を抱える労働者の現状)

- 労働人口の約3人に1人が、何らかの病気を抱えながら働いている。
(36.8%：平成31年国民生活基礎調査)
 - 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。
(53.4%：令和4年定期健康診断結果報告(新潟県))
 - 治療と仕事を両立できるような取組がある事業所は約6割。
(58.8%：令和4年労働安全衛生調査)
- ▷ 疾病を抱える労働者が離職する時期の8割以上が治療開始後。

(労働者の心身の状態)

- 仕事で強い不安やストレスを感じる労働者の割合は、約7割。
(71.6%：令和4年労働安全衛生調査特別集計(新潟県))
- 小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組は、低調。
(50人以上86.3%・30~49人74.9%・10~29人56.6%：令和4年労働安全衛生調査特別集計(新潟県))

3 化学物質等を起因とする労働災害の状況等

- 化学物質(有害物)を起因物とする労働災害が過去5年間で129件発生。
(労働者死傷病報告(新潟県))
- 石綿使用建築物の解体は2030年頃がピークで、更なる石綿ばく露防止対策の推進が必要。

第14次労働災害防止推進計画の概要（計画期間R5.4.1～R10.3.31）

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑤ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止推進計画（14次防）について（詳細）

新潟

計画の変更点

- 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図る。
- 重点事項におけるアウトプット指標を設定し、アウトカム指標において検証する。

重点事項

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 | (5) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 |
| (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | (6) 業種別の労働災害防止対策の推進 |
| (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 | (7) 労働者の健康確保対策の推進 |
| (4) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 | (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進 |

計画の目標

重点事項におけるアウトプット指標及びアウトカム指標

アウトプット指標

○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。（性別・年齢層別死傷年千人率：0.0～2.00、全産業死傷年千人率：0.64）
- ・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。（2022年：36.05日）
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。（2022年：0.31）

第14次労働災害防止推進計画（14次防）について（詳細）

新潟

アウトプット指標	アウトカム指標
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。（2022年：男性3.16、女性4.49、コロナを除く男性：2.75、女性2.64）
○多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の死傷年千人率を2027年において全体平均以下とする。
○業種別の労働災害防止対策の推進	
<p>【陸上貨物運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 <p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<p>【陸上貨物運送業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。（2022年：273人、-5%259人以下） <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。（2022年：4人、-15%3人以下） <p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。（2022年：128人、-5%121人） <p>【林業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、第13次防期間と比較して第14次防期間の5年間で15%以上減少させる。（第13次防期間3人、-15%2人）

第14次労働災害防止推進計画（14次防）について（詳細）

新潟

アウトプット指標	アウトカム指標
○労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
○化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。（13次防期間129人：14次防期間目標122人） ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。（13次防期間2人：14次防期間目標1人） <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの</p>
<p>上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する ・死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる 	

1

自発的に安全衛生対策に取り組むための 意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進（デジタルトランスフォーメーション）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重点事項ごとの具体的取組

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

重点

①

事業者に取り組んでもらいたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

* 国等は、安全衛生経費の確保の重要性について、実際に業務を行う事業者は元より仕事の注文者に対しても周知啓発を行う。

ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット



「健康経営の取組メリット」

【SAFEコンソーシアム】【安全衛生優良企業公表制度】

- ビジネスパートナーからの信頼
- 金融機関・投資家からの信用・評価
- 商品・サービスに対する選好等



「健康経営の認定実績（2022年度）」

- 健康経営優良法人（大規模法人部門）：2,676件
- 健康経営優良法人（中小規模法人部門）：14,012件



【SDGs (Sustainable Development Goals)】

目標3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉（ウェルビーイング）を促進する。

3.9：2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

8.8：移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

安全かつ安心して働くことができる職場づくりは、「コスト」ではなく「人的投資」

- 労働者の安全と健康を守る
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用による 経済的損失を回避（軽減）
- 人材の確保・育成を始めとする組織の活性化、業績向上、（社会的）価値の向上



労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。



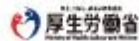
応募期間：令和5年 9月1日→11月 (予定)
結果発表：令和6年2月 (予定)

【 Consortiumについて 】 全てのステークホルダー（企業・団体、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員のためのSAFE Consortium」）を設立しました。

SAFE Consortiumポータルサイト



労働安全衛生法第10条第1項第2号の労働安全衛生推進者（SAFE）の設置に関する取組を推進するためのSAFE Consortium



SAFE Consortium AWARDS 2023年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFE Consortiumポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。※複数部門にお応募可能です。

労働災害防止部門賞	障害予防部門賞	安全な職場づくり部門賞	エイジフレンドリー部門賞	企業等連携部門賞
労働災害防止に向けて実施しているソフト（保健増進、ハード（設備の整備等）の取組に関するもの	障害予防に向けて実施している取組に関するもの	労働災害防止・障害予防の取組について実施している取組や、それ以外にも活用できる取組に関するもの	特に高齢労働者の労働災害防止に向けて実施している取組に関するもの（労働災害防止・障害予防に関する取組をきり）	企業間や自治体等と連携し、労働災害防止に向けて実施している取組に関するもの（労働災害防止・障害予防に関する取組をきり）

Consortium設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFE Consortiumは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、労働者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット	取組
<ul style="list-style-type: none"> ● ロゴマークの提示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR ● 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少 ● 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング 	<ol style="list-style-type: none"> 1 加盟メンバーの地位向上（ロゴマークの利用、Consortiumの活動の発信） 2 優良事例の表彰、Consortium内外への発信（SAFEアワード） 3 好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有、Consortium事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出 4 安全で安心して働ける職場の実現に向けた協働・周知啓発（シンポジウム）

SAFE Consortiumポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>

SAFE Consortium X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw

2

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ひと、くらし、みらいのために



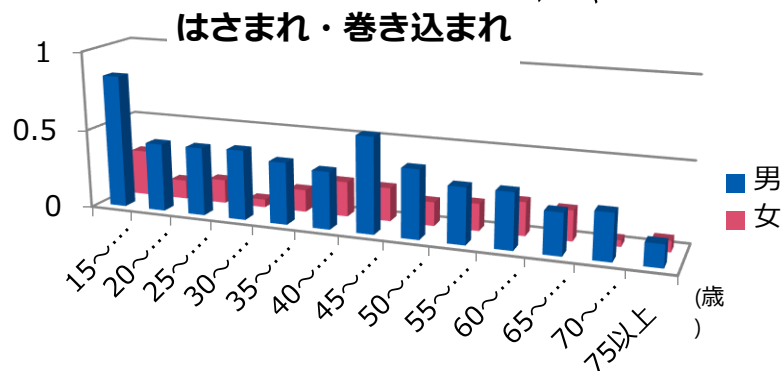
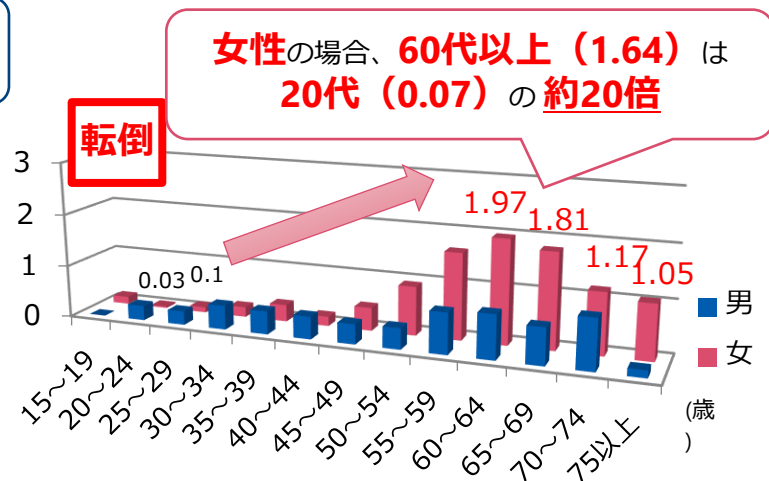
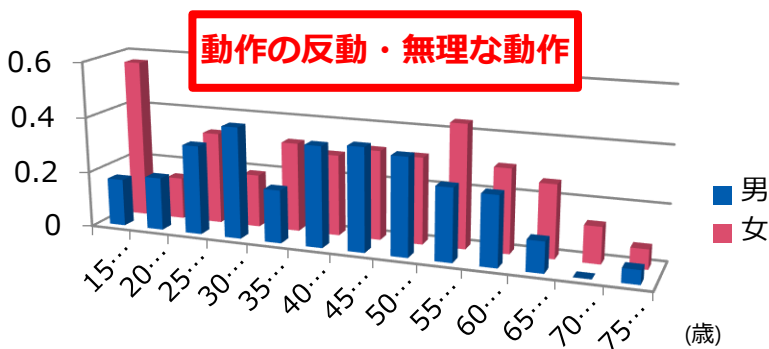
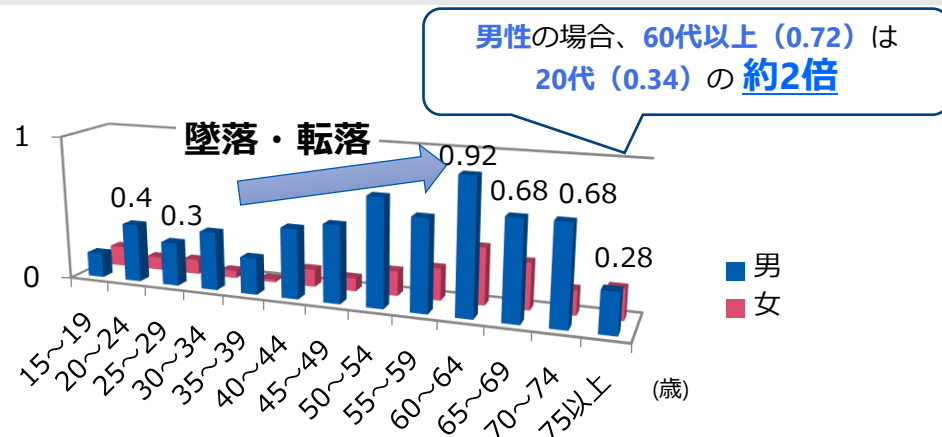
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 (事故の型別労働災害発生状況)

①

重点
②

- 転倒は、**高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。**
 - **高年齢女性の転倒災害発生率**は特に高い。
- ⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題
(とりわけ中高年齢女性の転倒防止)



※千人率 = 労働災害による死傷者数 / その年の平均労働者数 × 1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出典：労働者死傷病報告（令和4年）
：労働力調査（令和4年都道府県別推計値）をもとにした独自推計値

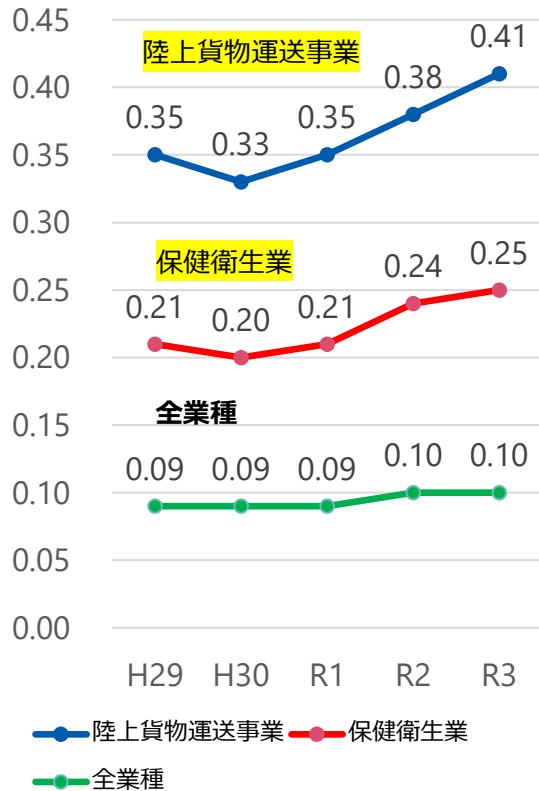
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 (職場の腰痛災害を取り巻く現状)

②

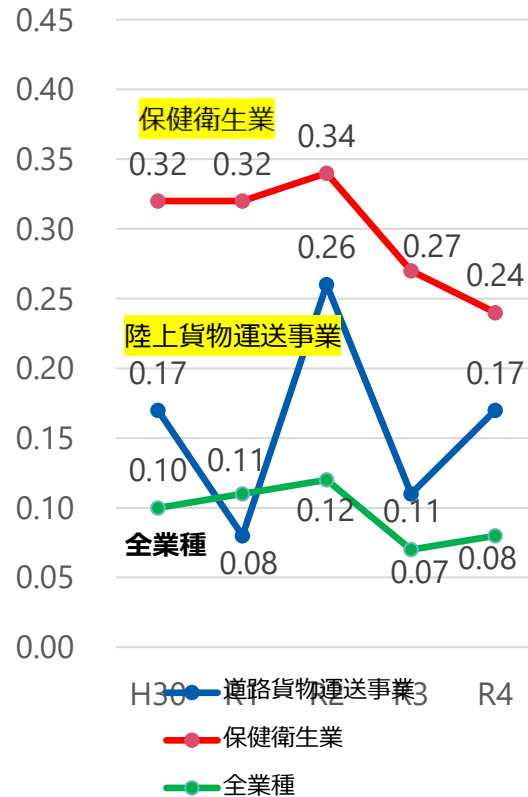
重点
②

腰痛災害は、**陸上貨物運送事業、保健衛生業**で多発しており、職場復帰まで長い期間がかかるほか、経験年数の短い労働者も被災している

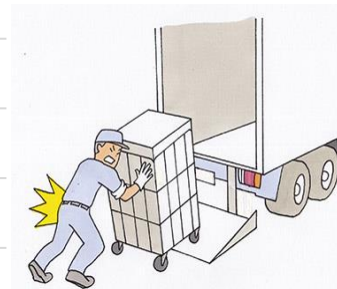
業種別 千人率 (全国)



業種別 千人率 (新潟県)



【陸上貨物運送事業の災害事例】



被災者情報	
年齢、性別	20代、男性
休業日数	1か月
経験年数	1年

納品先で台車を使って運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に腰に痛みを感じた

【保健衛生業の災害事例】



被災者情報	
年齢、性別	20代、女性
休業日数	3か月
経験年数	1か月以内

浴場に移送するため利用者を抱え上げようとして、腰に痛みを感じた直後動けなくなった

【ケース①：製造業】

工場の作業場で水をまいて清掃していた



濡れた床で足をすべらせ、転倒



右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）



被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因（推察）》

清掃中に床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと。被災者は高年齢女性であり、身体機能（骨密度・体幹等）の低下によるものも一因と推察される。

【ケース②：小売業】

商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く



床に足をとられ、何もないところでつまづき、転倒



右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

《労働災害の発生要因（推察）》

被災者は高齢女性であり、身体機能（骨密度・体幹等）の低下によるものも一因と推察される。

重点事項ごとの具体的取組

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

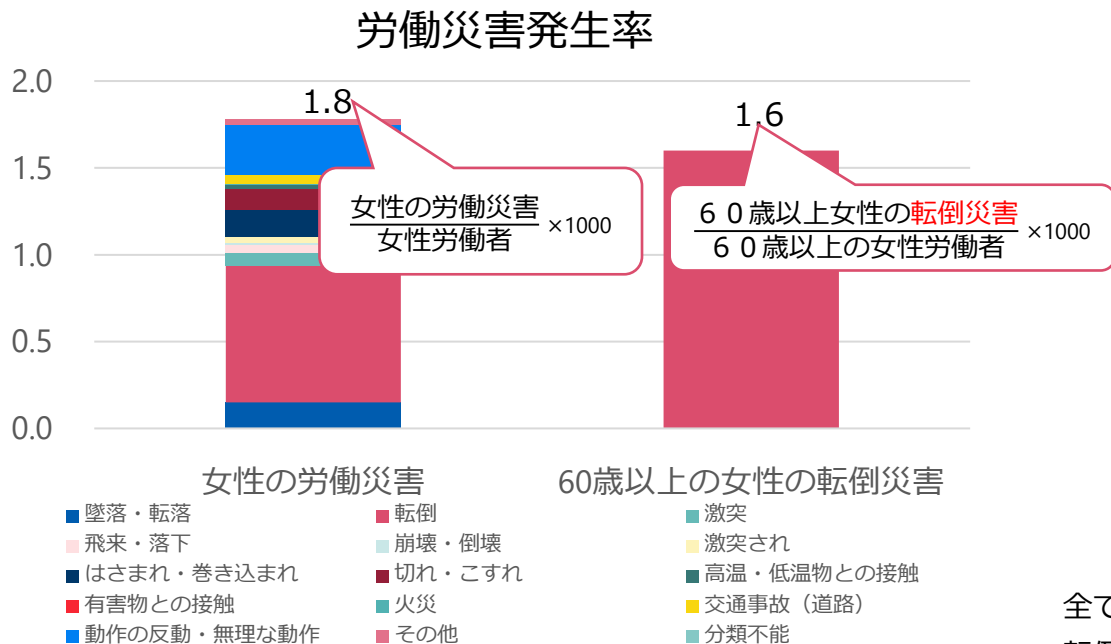
重点②

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

①：転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて**高い発生率**となっており、**対策を講ずべきリスク**であることを認識する。

■ 転倒災害の発生率

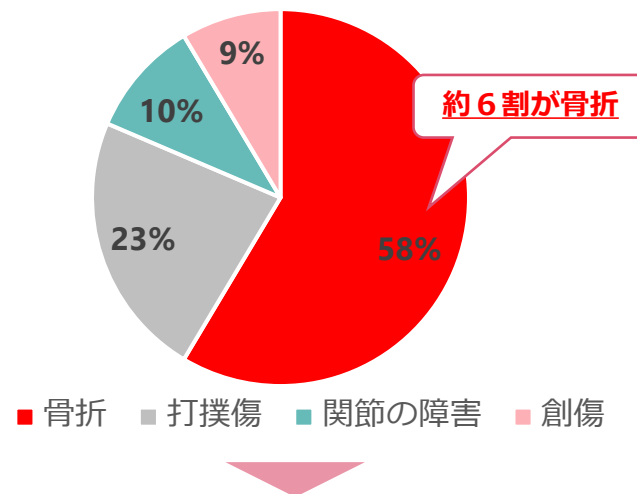
高齢女性の転倒災害の発生率は、女性労働者全体の労働災害の発生率と同水準となっている。



■ 転倒災害のリスク

中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。

50歳以上の女性における転倒災害の傷病性質内訳



全ての労働者の

転倒災害による平均休業見込日数は**36日***（令和4年）

*年代別被災者数を加重平均した日数

重点事項ごとの具体的取組

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

重点②

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

②：転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、**個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等）**のソフト対策）に取り組む。

■ 転倒等リスクチェック



■ 骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

■ 運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省

毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ



事業者に取り組んでもらいたいこと

③：特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施**する。

■ 安全衛生教育の実施

小売業では47%、医療・福祉では44%が**正社員以外への雇入時教育を未実施**（平成28年：全国）

（小売業や介護施設等では人手不足により業務多忙が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。）

アウトプット指標（2027年まで）

- 転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上
- **正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上**（卸売業・小売業／医療・福祉）

アウトカム指標（2027年まで）

- 転倒の**年齢層別死傷年千人率**を2022年と比較して男女とも**増加に歯止め**
- 転倒による**平均休業見込日数**を**40日以下**

3

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢労働者の労働災害の特徴

(労働災害の特徴と男女別の傾向)

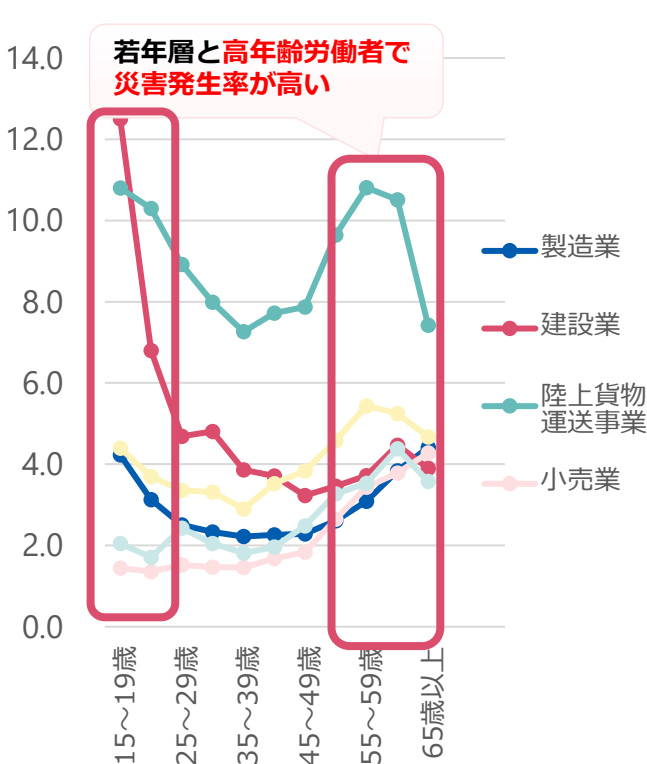
重点

③

- ・労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、**若年層と高齢労働者で高い。**
- ・65～74歳の労働災害発生率（千人率）を30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍。**

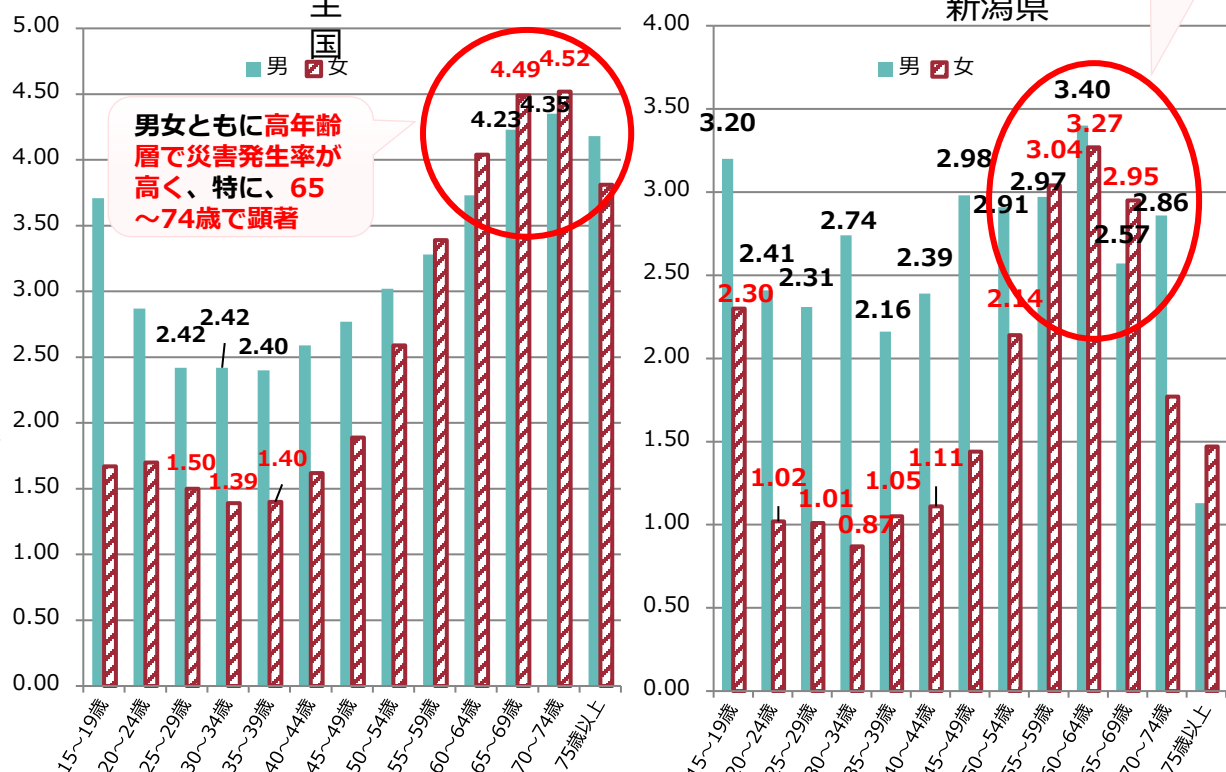
男女ともに高年齢層で災害発生率が高い

年齢別・業種別 千人率（全）



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
労働力調査（基本集計・年次・2021年）
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

年齢別・男女別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
労働力調査（基本集計・年次・2021年）

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）
労働力調査（令和4年都道府県別推定値を基にした独自推計）

※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
※便宜上、15～19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

【ケース③：高年齢労働者の災害】

不点灯の蛍光管を交換するため、脚立を用いて作業していた



ステップで足を踏み外し、**落下**



右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

《労働災害の発生要因（推察）》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の**視力**や**筋力**等の**身体機能の低下**も一因と推察される。



事業者に取り組んでもらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策 * 国では「**エッセンス版**」の作成・周知啓発

1：安全衛生管理体制の確立等

（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）

2：職場環境の改善

（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）

3：高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

（健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）

4：高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）

5：安全衛生教育

（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

アウトプット指標（2027年まで）

「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して男女とも増加に歯止めをかける。

事業者に取り組んでもらいたいこと

健康診断情報等をデータ保存・管理し、医療保険者にデータを提供。個人情報に配慮しつつ、**保険者と連携して**、疾病予防、健康づくりなどの**コラボヘルス（*）を実施**

（コラボヘルスの事例）

* 事業者が保険者と連携した健康保持増進。国は、コラボヘルス推進のための費用の一部を**エイジフレンドリー補助金にて支援**

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、**事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策**（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を**各部門ごとに提案**することで、具体的な取組みにつなげられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、**喫煙率が4年間でマイナス5%**となった。

■ 健康スコアリングレポートの活用方法

- 経営者に対し、保険者が自らのデータヘルス分析と併せて、スコアリングレポートの説明を行い、**従業員等の健康状況について現状認識を持ってもらうことを想定**。
- その上で、企業と保険者が問題意識を共有し、**経営者のトップダウンによるコラボヘルス*の取組の活性化**を図る。

* 健康スコアリングレポートの概要

- 各健保組合の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全健保組合平均や業態平均と比較したデータ**を見える化。
- 厚労省・経産省・日本健康会議の三者が連携し、NDB（*）データから保険者単位のレポートを作成の上、約1,400の全健保組合及び20の国家公務員共済組合に対して通知。（2018年度実績）
（*）National Data Base（レセプト情報・特定健診等情報データベース）



医療費の適正化

従業員の生産性の向上

従業員等の健康増進

健康経営の推進

データヘルスの推進

コラボヘルスで保健事業の基盤を強化

職場環境の整備

保健事業の実施

事業主

健保組合

役割分担・連携

4

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働 災害防止対策の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

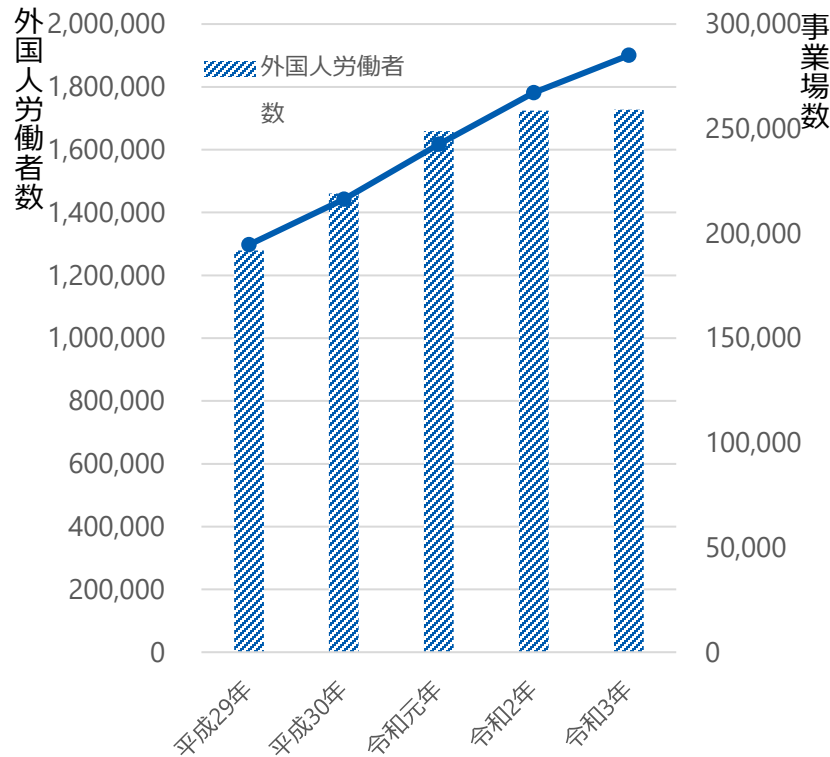
外国人労働者の労働災害発生状況（全国）

重点
⑤

■ 外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率は高い**。これについて、以下の要因が考えられる。

- ① 業務経験が比較的短い
- ② 日本語そのものの理解が不十分
- ③ コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

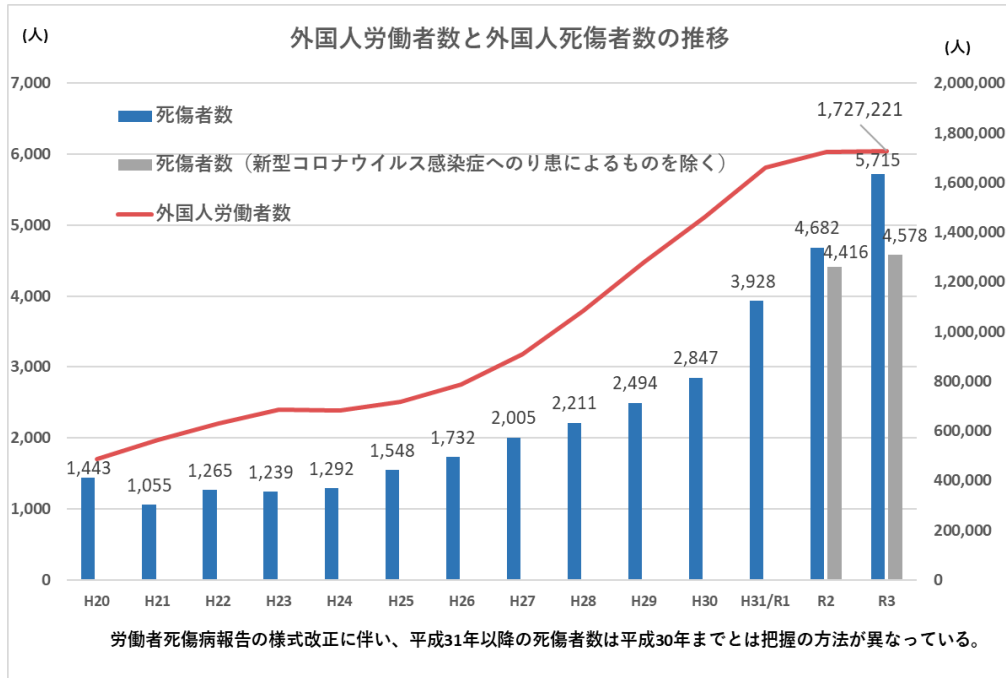
外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和3年10月末現在）より数値引用

全ての労働者と比較して**外国人労働者の労働災害発生率は高く対策が急務**

令和3年死傷年千人率	新型コロナ含む	新型コロナ除く
全て（役員除く）	2.7	2.3
外国人労働者	3.3	2.7



外国人労働者の労働災害発生状況（新潟）

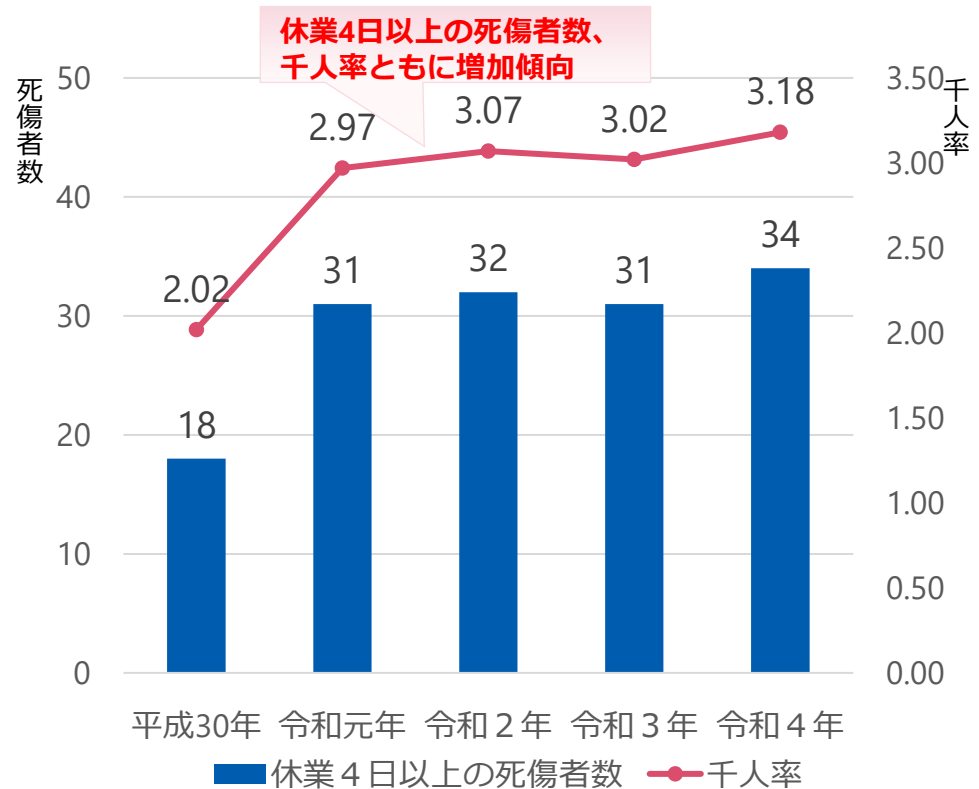
重点
⑤

■外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率が高い**。（死傷年千人率：全産業2.27・外国人労働者3.18）

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



外国人労働者の死傷者数の推移



※令和5年1月27日新潟労働局発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）より数値引用

出典 労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）新潟労働局発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

■ 事業者に取り組んでもらいたいこと

- 「テレワークガイドライン」(*1)や「副業・兼業ガイドライン」(*2)に基づく労働者の安全と衛生の確保
(*1) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(令和3年3月改定)
(*2) 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和4年7月最終改定)
- 外国人労働者への安全衛生教育**や健康管理を実施 *国は、危険を「見える化」する**ピクトグラム安全表示の開発を促進**
 - 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。**(母国語や視聴覚教材の使用)**
 - 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
 - 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で注意喚起語を表示する**。 等



アウトプット指標 (2027年まで)

母国語や視聴覚教材を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している**事業場を50%以上**

アウトカム指標 (2027年まで)

外国人労働者の**死傷年千人率**を**全体平均以下**

5

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重点事項ごとの具体的取組

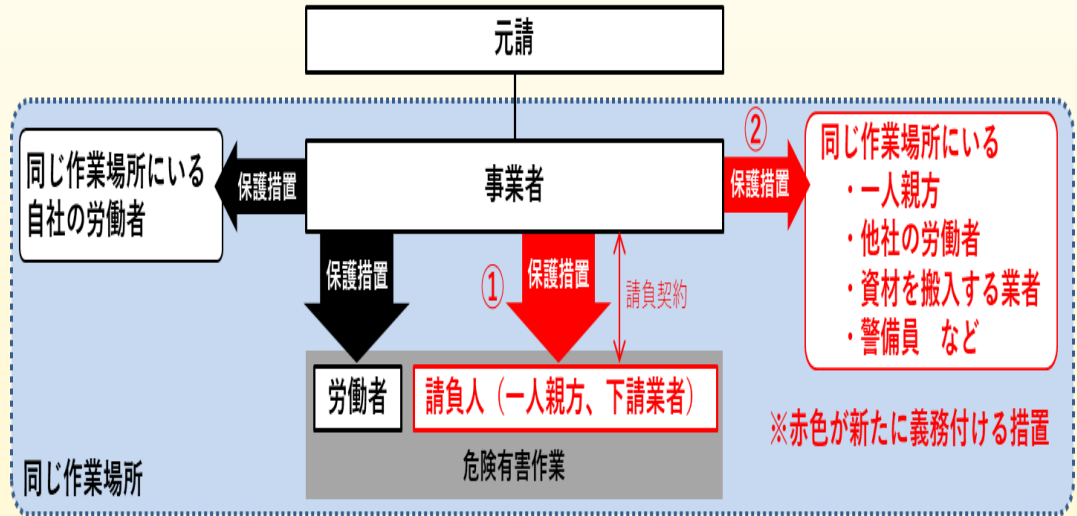
⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

重点
⑤

■ **建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する**趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。
- ② **同じ作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施**。



同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ・危険箇所への**立ち入りを禁止**する義務。
- ・特定の場所での**喫煙・飲食を禁止**する義務。
- ・**危険性等を掲示**して知らせる義務。
- ・事故発生時、**退避**させる義務。

令和5年4月1日施行

* 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、事業者が個人事業者等に対して取り組むべき災害防止対策等を検討中。

6

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

荷役作業時における労働災害防止対策

重点
⑥

■ 荷役作業時の労働災害においては、**墜落・転落が約32%**と最多。

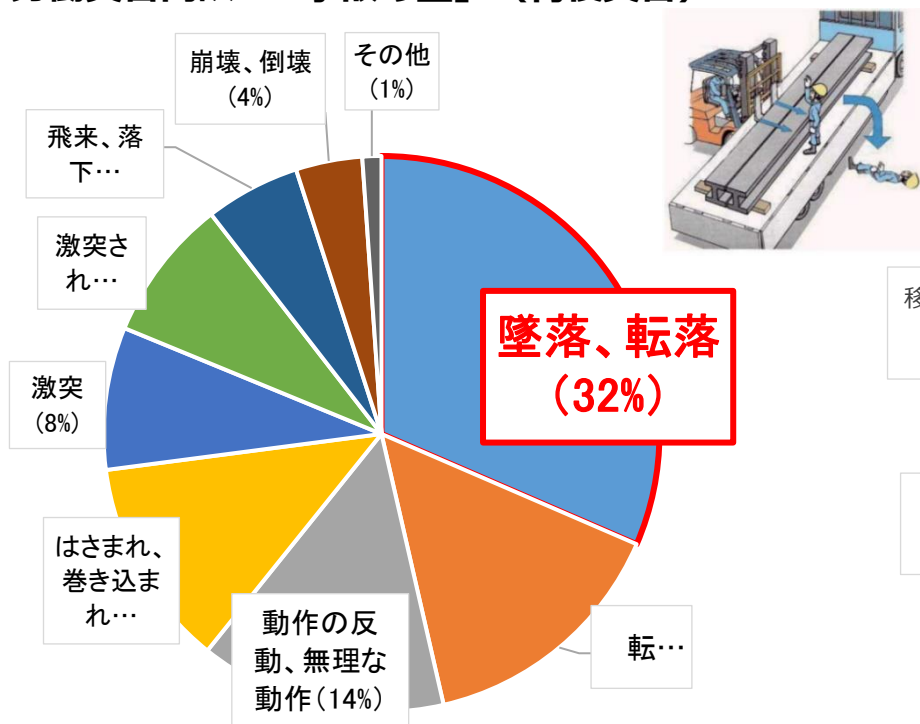
■ 墜落、転落のうち、**トラックからの墜落、転落が約60%**。

⇒ **荷役作業時における労働災害防止対策の充実が急務。**

荷役作業時における事故の型（新潟）

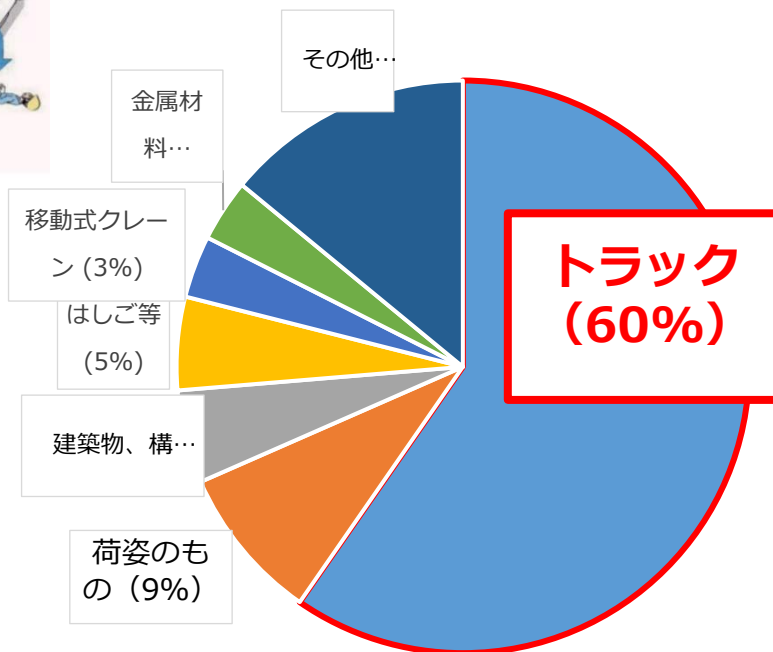
墜落、転落における起因物（新潟）

労働災害内訳×「事故の型」（荷役災害）



労働災害内訳（荷役災害）

事故の型（墜落、転落）×「起因物」



出典：労働者死傷病報告（令和4年）
新型コロナウイルスのり患によるものを除く

事業者に取り組んでもらいたいこと

「荷役5大災害」防止のポイント

1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3. フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)に基づき適切に行動**すること

4. トラックの無人暴走による災害

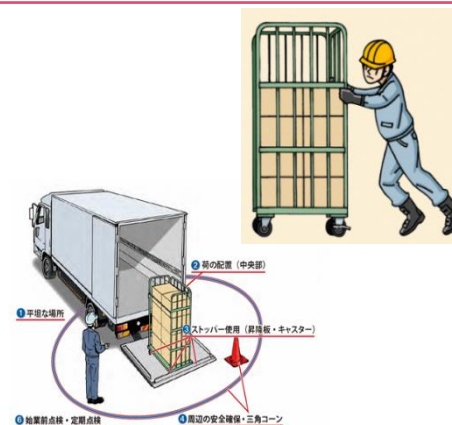
⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置(※)**を行うこと

(※)逸走防止措置:①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

5. トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

○ 作業に合った**腰痛予防対策**の実施



必ず保護帽を着用!



アウトプット指標（2027年まで）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる**事業場を45%以上**

アウトカム指標（2027年まで）

死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**

荷役作業時における労働災害防止対策③ (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

重点
⑥

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・ 転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示(※)の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・ 走行計画の作成
 - ・ 点呼等の実施
 - ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・ 荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・ 交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・ 交通安全情報マップの作成
- **荷主・元請事業者による配慮等**
 - ・ 過積載運行の防止
 - ・ 改善基準告示(※)の遵守
 - ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・ 到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

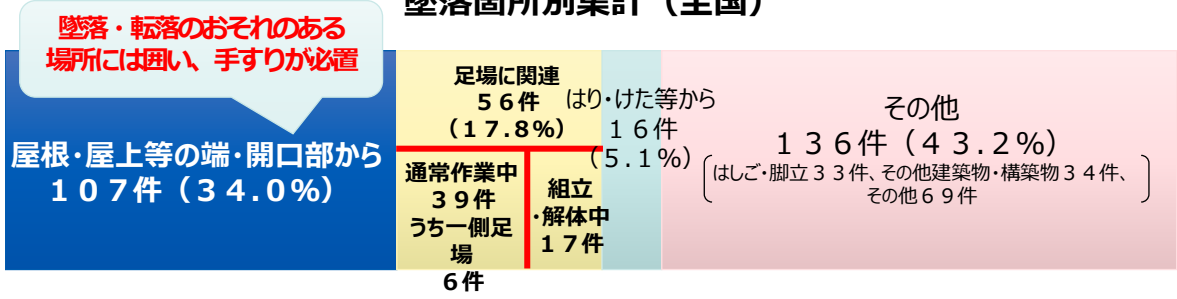
※改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

重点事項ごとの具体的取組

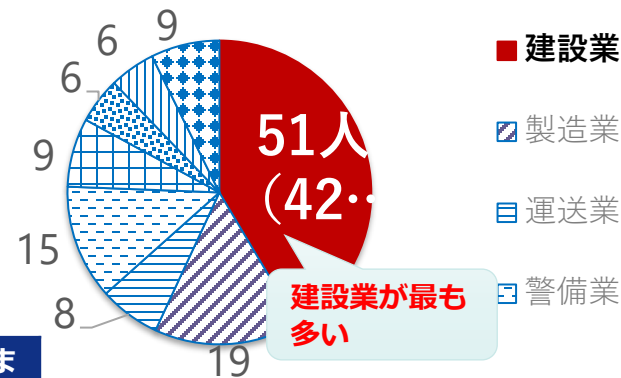
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

重点
⑥

建設業における墜落・転落による死亡災害発生状況 墜落箇所別集計（全国）



過去5年間（平成30～令和4年）の熱中症による死亡災害（全国）



アウトプット指標（2027年まで）

墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%以上

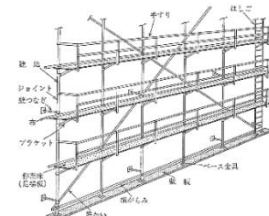
アウトカム指標（2027年まで）

死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

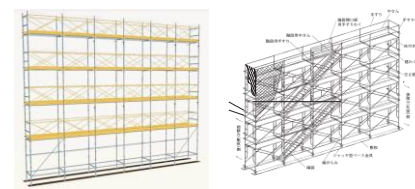
事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、フルハーネス型墜落制止器具の確実な使用
- ・ はしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ・ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ・ 作業場所の暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

* このほかの熱中症、騒音対策は、重点事項⑧を参照

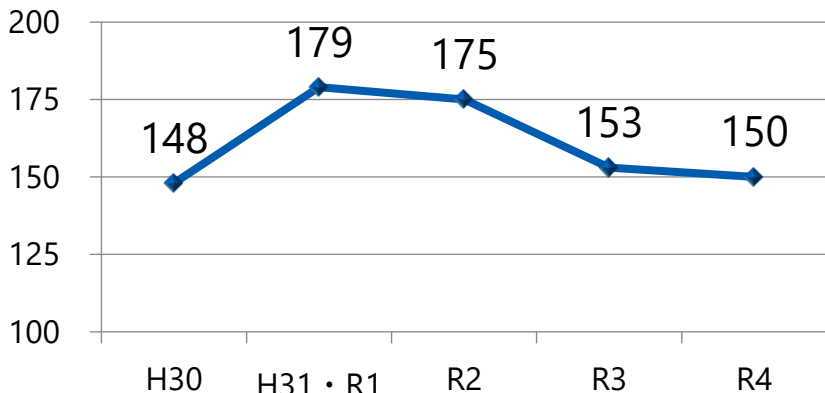


一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）



本足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

機械（※）によるはさまれ・巻き込まれ災害の
死傷者数の推移（新潟県）

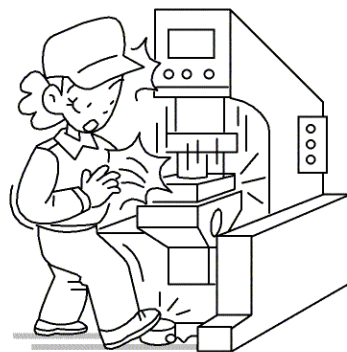


（※）原動機、動力伝達機構、木材加工用機械、建設用機械、金属加工用機械、一般動力機械、車両系木材伐出機械等、動力クレーン等、動力運搬機を計上

アウトプット指標（2027年まで）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場を60%以上

プレス機械に手をはさまれ
そうになった



（対策の例）両手で左右の操作部を操作する**両手操作式**にする。

機械の清掃中に手を巻き込まれ
そうになった



（対策の例）ガードを閉じなければ作動しない**インターロックガード式**にする。

アウトカム指標（2027年まで）

機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して**5%以上減少**

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 製造時の**残留リスク情報の使用者への確実な提供**
- 機能安全の推進**により機械等の安全水準を向上
- リスクアセスメントの実施結果に基づき**合理的な代替措置による安全対策を推進**

* 国は、作業手順の理解や危険への感受性を高めるための**VRの活用要件を検討**

食品加工用粉碎機・混合機



インターロック機構（可動式覆いを閉じないと回転部が動かない機能）を有するミキサーの事例

7

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

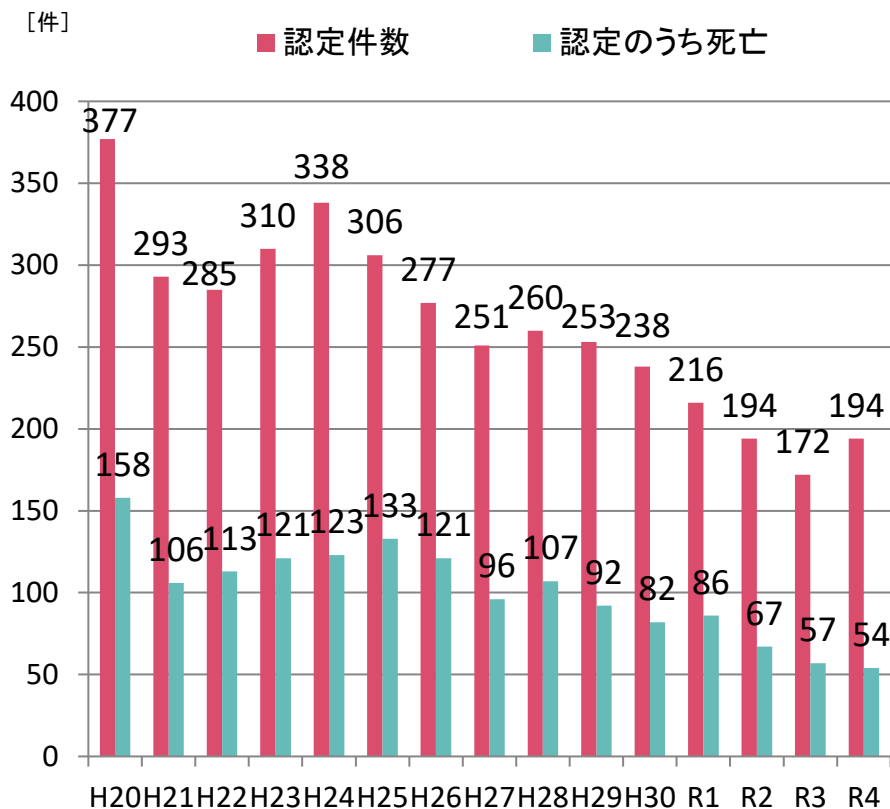
労働者の健康確保対策の推進 ①

(脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況：全国)

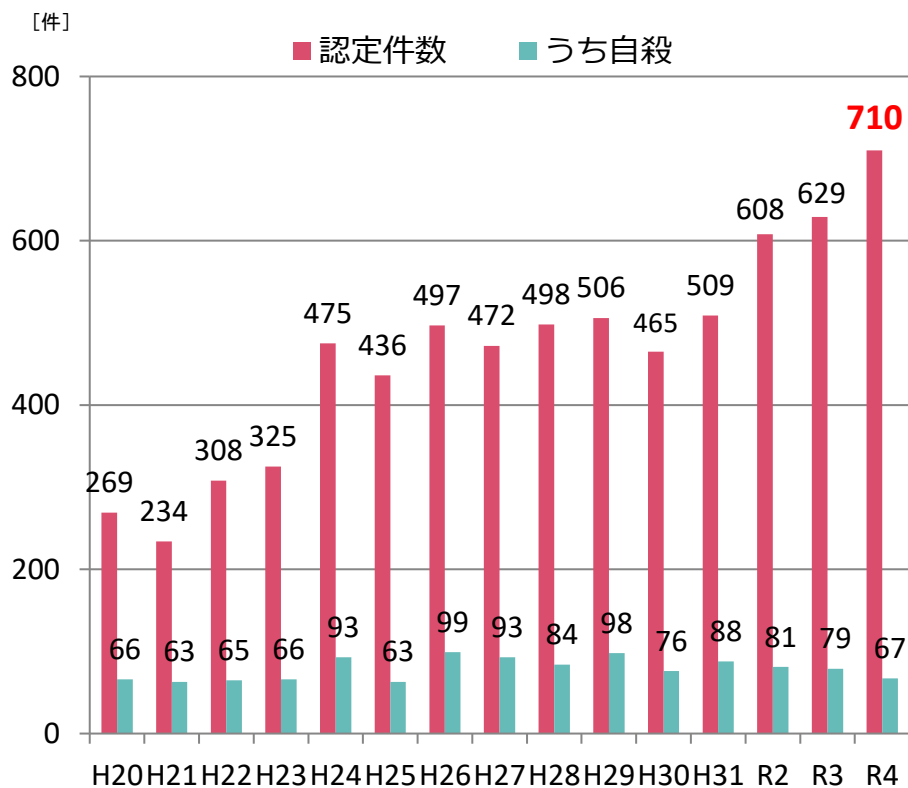
重点
⑦

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は減少傾向。
- 精神障害等の労災認定件数は、令和4年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む
(出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

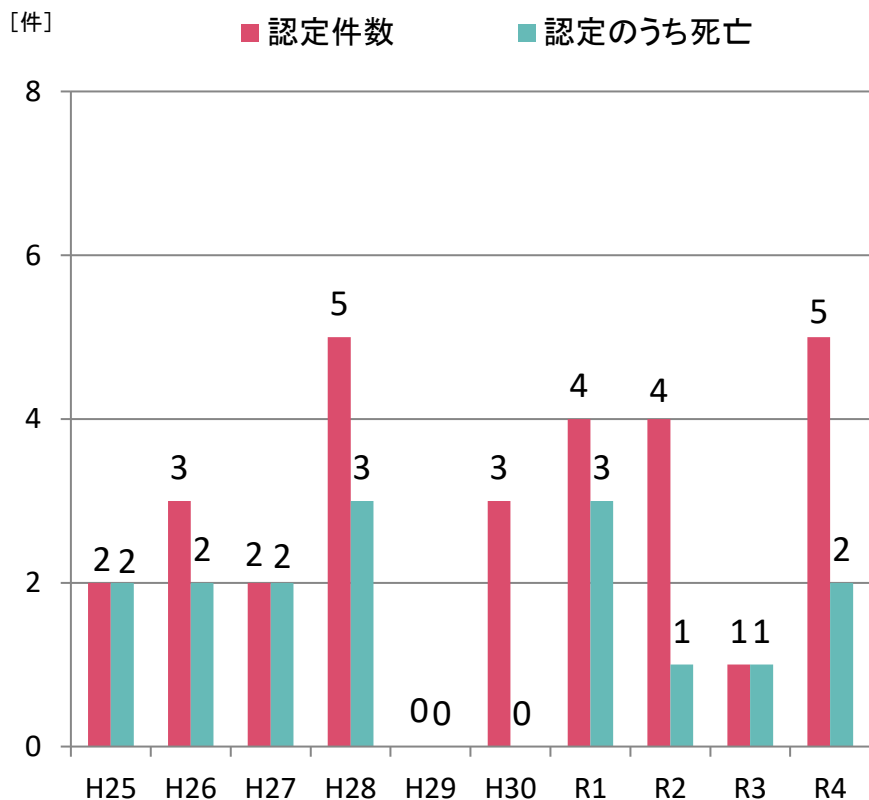
労働者の健康確保対策の推進 ②

(脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況：新潟)

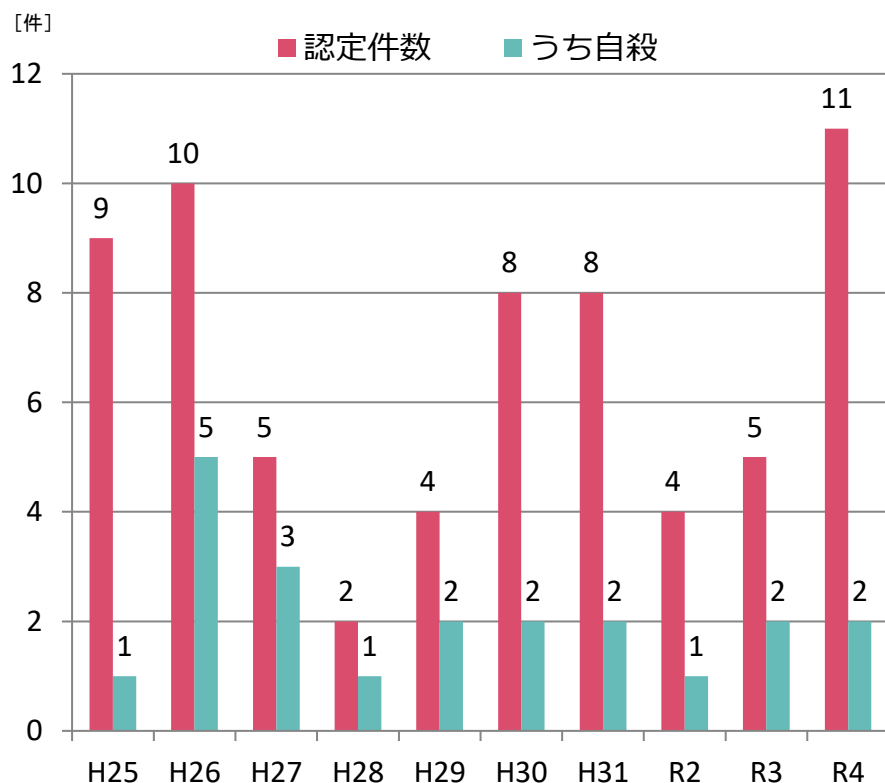
重点
⑦

- 脳・心臓疾患の労災認定件数は増減を繰り返している。
- 精神障害等の労災認定件数は、令和4年度に過去最高となった。

脳・心臓疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



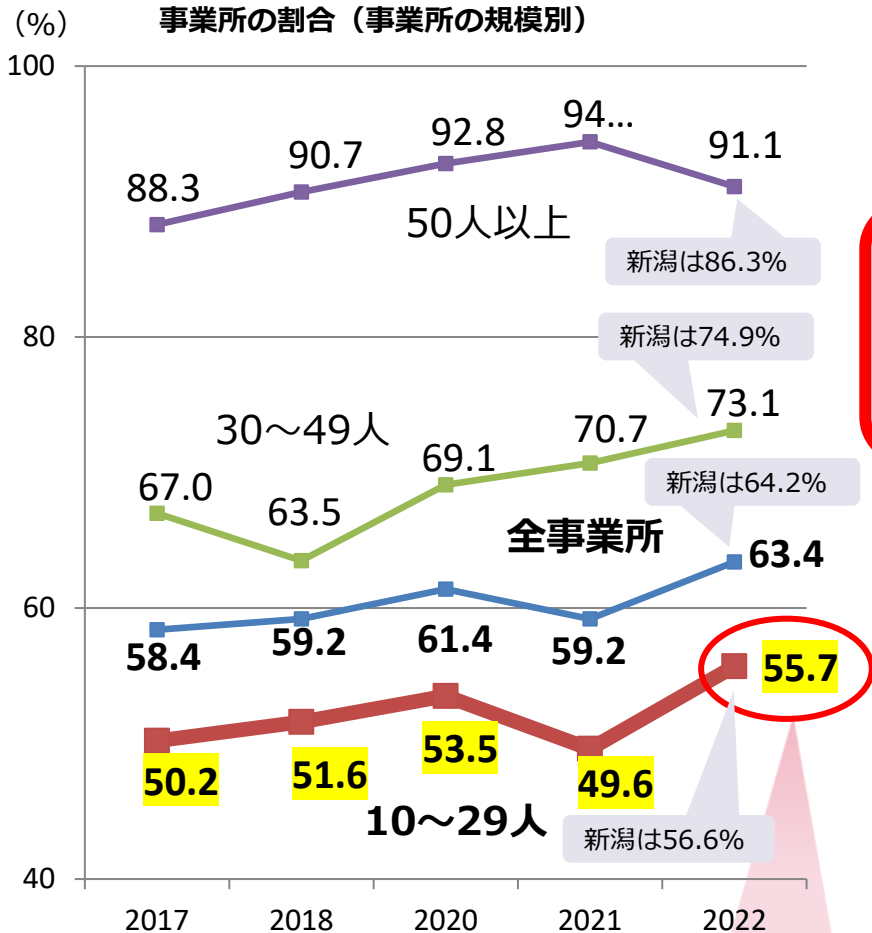
注：自殺には未遂を含む
(出典：脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況)

労働者の健康確保対策の推進 ③ (メンタルヘルス対策を取り巻く現状)

重点
⑦

メンタルヘルス対策に取り組んでいる

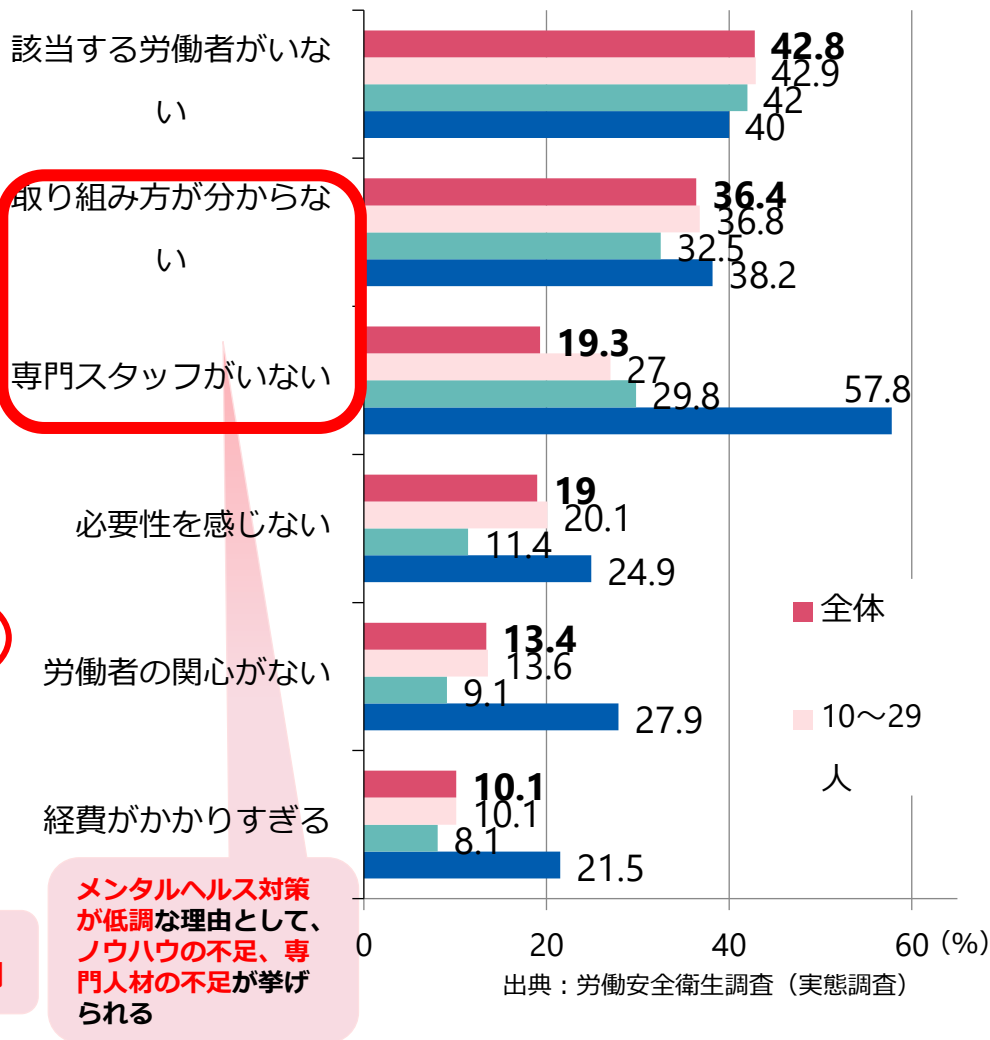
事業所の割合 (事業所の規模別)



出典：労働安全衛生調査（実態調査）
新潟分は特別集計結果

小さい規模の事業場ほど、メンタルヘルス対策が低調

メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由 (2021年)



メンタルヘルス対策が低調な理由として、ノウハウの不足、専門人材の不足が挙げられる

出典：労働安全衛生調査（実態調査）

労働者の健康確保対策の推進 ④ (事業者に取り組んでもらいたいこと)

重点
⑦

➤ メンタルヘルス対策

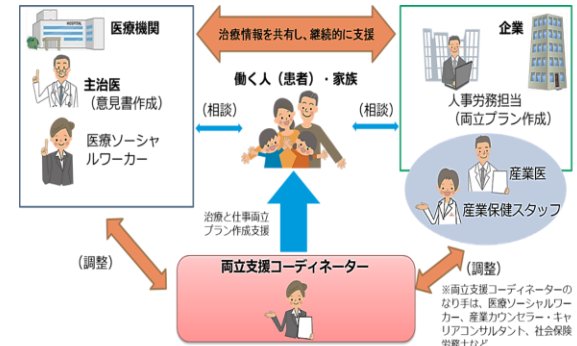
- ・ ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに**集団分析を行い、職場環境の改善を実施**。
- ・ **職場のハラスメント防止対策**に取り組む。

➤ 過重労働対策

- ・ **長時間労働者への医師による面接指導**や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による**相談支援を受けるよう勧奨** 他

➤ 産業保健活動の推進

- ・ 事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- ・ **治療と仕事の両立**において、支援を必要とする**労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備**や**両立支援コーディネーター**を活用した円滑な支援を図る。



【相談先】産業保健総合支援センター（さんぼセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>

アウトプット指標（2027年まで、一部2025年まで）

- **メンタルヘルス対策**に取り組む**事業場を80%以上**とする。
- **50人未満**の小規模事業場の**ストレスチェック実施の割合を50%以上**
- 必要な産業保健サービスを提供している事業場を**80%以上**とする。
- 企業の**年次有給休暇の取得率を70%以上**（2,025年まで）
- **勤務間インターバル制度**を導入している企業を**15%以上**（2025年まで）

アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、**ストレス**があると**労働者を50%未満（2027年まで）**
- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、**週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下（2025年まで）**

労働者の健康確保対策の推進 ⑤

(産業保健活動総合支援事業のご案内)

新潟産業保健総合支援センター

- 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
 - 産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
 - メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
 - 事業主・労働者等に対する啓発セミナー

等

地域産業保健センター

※新潟産業保健総合支援センターの下、県内11か所に設置

- 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
 - 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
 - 健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

等

団体経由産業保健活動推進助成金

対象者：事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象：**傘下の中小企業等に対し**、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**

補助率：90%

上限額：500万円

(一定の要件を満たした団体は1,000万円)

*** 1団体につき年度ごとに1回限り**

(お問合せ先)

(独) 労働者健康安全機構

新潟産業保健総合支援センターへのお問合せ：025-227-4411

助成金に関するお問合せ：0570-783046

8

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

化学物質等による健康障害防止対策の推進 (化学物質による労働災害を取り巻く現状)

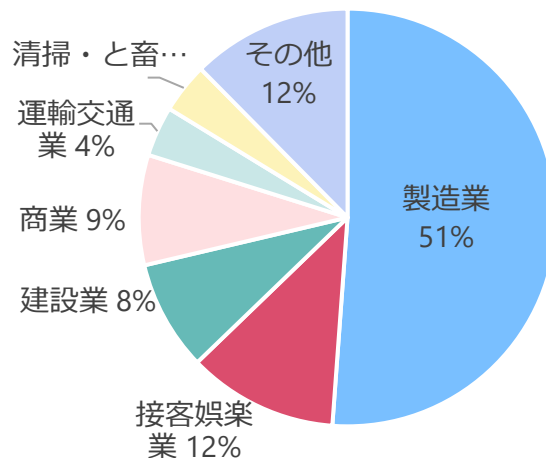
①

重点
⑧

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

<化学物質による労働災害発生状況（平成30年～令和4年：新潟）>

起因物	件数
有害物	40
引火性の物	15
可燃性のガス	4
爆発性の物当	3
その他の危険物、有害物	67
合計	129



化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は**5年平均で1年あたり約26件発生**

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

出典：労働者死傷病報告

全国データでは・・・

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

特別規則対象物とは、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の適用対象物

出典：労働者死傷病報告

化学物質等による健康障害防止対策の推進 (化学物質による健康障害防止の具体的取組)

②

重点
⑧

危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、**ばく露される程度を最小限度**とする（一部物質については**国が定める濃度基準値以下**とする）ことにより、労働者の健康障害を防止する必要がある

事業者に取り組んでもらいたいこと

従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、

- **危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS表示）**

* SDSには、**必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」**も記載

- **リスクアセスメント**を実施（製造・取り扱い時）する
- 労働者が**吸入する濃度**を国が定める**濃度基準値以下**に管理する
- 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐため、労働者に**保護眼鏡、保護手袋**等を使用する

アウトプット指標

危険性又は有害性が把握されている化学物質のうち、

- 義務対象となっていない物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- 義務対象となっていない物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**とする。その上で、リスクアセスメントの結果により**労働者の危険又は健康障害を防止する必要な措置**をしている事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

【目標達成に向けて国等が取り組むこと】

- GHS分類・モデルSDS作成、クリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の改修や周知等
- **業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアル作成**支援
- 中小事業者向けの化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導・人材育成（講習会）の機会を提供

アウトカム指標

- 化学物質の性状に関連の強い**死傷災害**※の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、**5%以上減少**させる。
※有害物等との接触、爆発、火災によるもの

ケミガイド



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミサポのご紹介 ▼ お問い合わせ ▼ 動画で知る ▼ お知らせ



換気をせずにトイレ
清掃中に洗浄剤を
使ってフッ化水素
中毒に



化学物質を用いた
「洗浄、清掃、漂白」も



美容院で使う「毛染め剤」も



美容院で
毛染め剤を素手で
使って皮膚にかぶれ

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

職場で使っている「化学製品」 管理の準備すすめてますか？



30秒動画編



食品加工の
「洗浄剤」も



「ケミガイド」がご案内します

注目!!



飲食店の「漂白剤」も



職場で使う
「カビ取り用洗剤」も



施設の壁清掃に原液の
ままカビ取り用洗剤を
使って呼吸困難に



職場の「塗料」も



職場で使う「さび止め」も



殺虫剤が散布作業中に
不十分な保護具で体に
付着し有機リン中毒に

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。



職場の化学物質管理

ケミサポ

労働安全衛生法関係法令が改正
されました



サイト内検索



用語集



よくある質問



リンク集



お問合せ



事業者が実施すること

なぜ変わるの？

どう変わるの？

お役立ち情報

サポート



職場の化学物質管理総合サイト

ケミサポ

化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ



リスクアセスメント対象物を
CAS登録番号で調べる

検索

事業者が実施すること

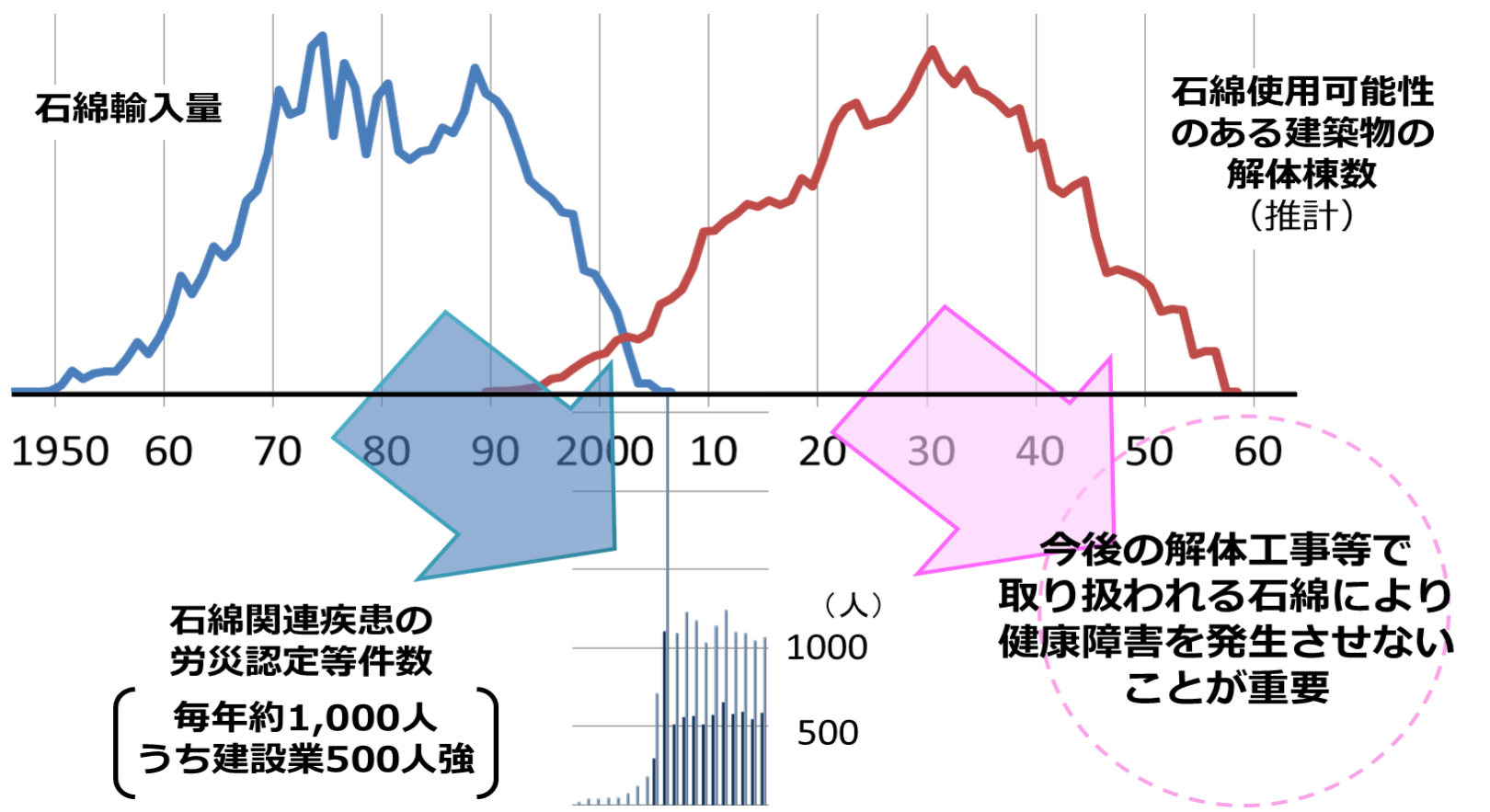
- ① [リスクアセスメント対象物](#) (R8.4.1までの指定分)の② [CAS登録番号](#)による簡易検索ができます。
- ただし、CAS登録番号は法律では規定されていないため、この簡易検索では厚生労働省が公表している番号のみを検索対象としています。
- 簡易検索で該当しなかった場合には、[リスクアセスメント対象物一覧リスト](#) で化合物群、異性体、塩類など、CAS登録番号が掲載されていない物質への該当性を **物質名称** で確認してください。

化学物質による健康障害防止対策の推進 ③

(石綿による健康障害防止対策の強化)

重点
⑧

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- **石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加**
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で**石綿ばく露防止対策の強化が必要**



化学物質による健康障害防止対策の推進

(石綿・粉じんによる健康障害防止の具体的取組)

④

重点
⑧

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・ **建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等**による**事前調査（＊1）**を確実に実施。**調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策**を講じる
 - ＊1 令和5年10月施行（工作物の事前調査は令和8年1月施行）
 - ＊2 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・ 第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、**呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等**による自主的取組を推進する



自社の**建築物等でアスベストを使用する製品がないか、ご確認ください**

	事前の措置	解体作業時の措置	管理		
レベル1 石綿含有吹付け材 	事前調査結果等（一定規模以上の工事＊1が対象） ↓ 報告	発生源対策 ○湿潤化 ばく露防止対策 ○呼吸用保護具 ○保護衣 関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	保護具等の管理 健康診断 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業状況等の写真等による記録 （3年保存）		
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 				計画届 ※ 十四日前 作業者に対する特別教育	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等
レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 				仕上げ塗材（電動工具での除去時） けい酸カルシウム板1種＊2（破壊時）	隔離 ※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿総合情報ポータルサイト

石綿 総合情報ポータルサイト TOP



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



サイト内検索

Google 提供



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

化学物質による健康障害防止対策の推進 ⑤

(熱中症・騒音による健康障害防止の具体的取組)

重点
⑧

事業者に取り組んでもらいたいこと (熱中症対策)

- 作業場所の暑さ指数を測定し、暑さ指数低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置

アウトプット指標 (2027年まで)

熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場を2023年と比較して増加

アウトカム指標

増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

暑さ指数 (屋外)
乾球温度 + 黒球温度 + 自然湿球温度
1 : 2 : 7



- あらかじめ労働衛生教育を行い、管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認、周知する
- 労働者に日常の健康管理を意識、暑熱順化、定期的に水分・塩分を摂取、異変を感じたら躊躇なく周囲の者に申し出、をさせる。

* 国では、熱中症予防の先進的事例を紹介、労働者向けの教育ツールを提供

騒音性難聴は治療困難な障害なため、予防対策が重要です

事業者に取り組んでもらいたいこと (騒音対策)

- 作業場の騒音レベルを評価し、騒音源の低騒音化・除去のほか、遮音などの対策を実施
- 必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を労働者に着用させる
- 半年以内ごとに1回 (雇入れの際または配置替えの際に)、健康診断を実施



騒音障害防止ガイドライン
対象事業場について、騒音レベルを把握し、聴力検査、必要な保護具等を選定する必要がある。

化学物質による健康障害防止対策の推進 (熱中症予防対策)

⑥

重点
⑧

- **STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**（5月1日～9月30日）における、
 - ・ **緊急時の対応の確認**をはじめとして重点的な取組の推進
 - ・ 都道府県労働局、各労働基準監督署における事業者向けリーフレットの配布
- **職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイト**の整備を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施。場所を問わずアクセスして学べる**eラーニングコンテンツ**を拡充。

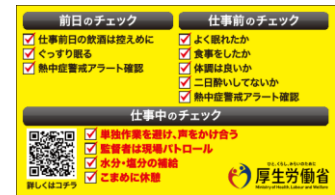
熱中症ポータルサイト (<https://neccyusho.mhlw.go.jp>)



職場における熱中症予防に用いる
機器の適正な使用法等周知事業



↓ ダウンロードサイト



化学物質による健康障害防止対策の推進 ⑦

(電離放射線による健康障害防止対策)

重点
⑧

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業や帰還困難区域等で行われる除染等での作業に従事する労働者に対して**安全衛生管理（①被ばく線量管理、②被ばく低減対策、③健康管理等）を徹底**する
- 医療従事者の**被ばく線量管理と被ばく低減対策**の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する

* 国等では、医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援

適切な数の線量バッジ等を装着しましょう

不均等被ばくの場合

「不均等被ばく」とは、体に受ける線量が均等でないことをいし、防護エプロンを使用する場合などが該当します。

放射線線量計（線量バッジ等）が**2個以上**必要です。
均等被ばくの場合の装着位置に加えて、体幹部及び末端部のそれぞれについて、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位に装着。

装着例



体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

※ 最も多く放射線にさらされる部位が、均等被ばくの場合と同一であるときは、放射線測定器の追加は不要です。

末端部の装着位置

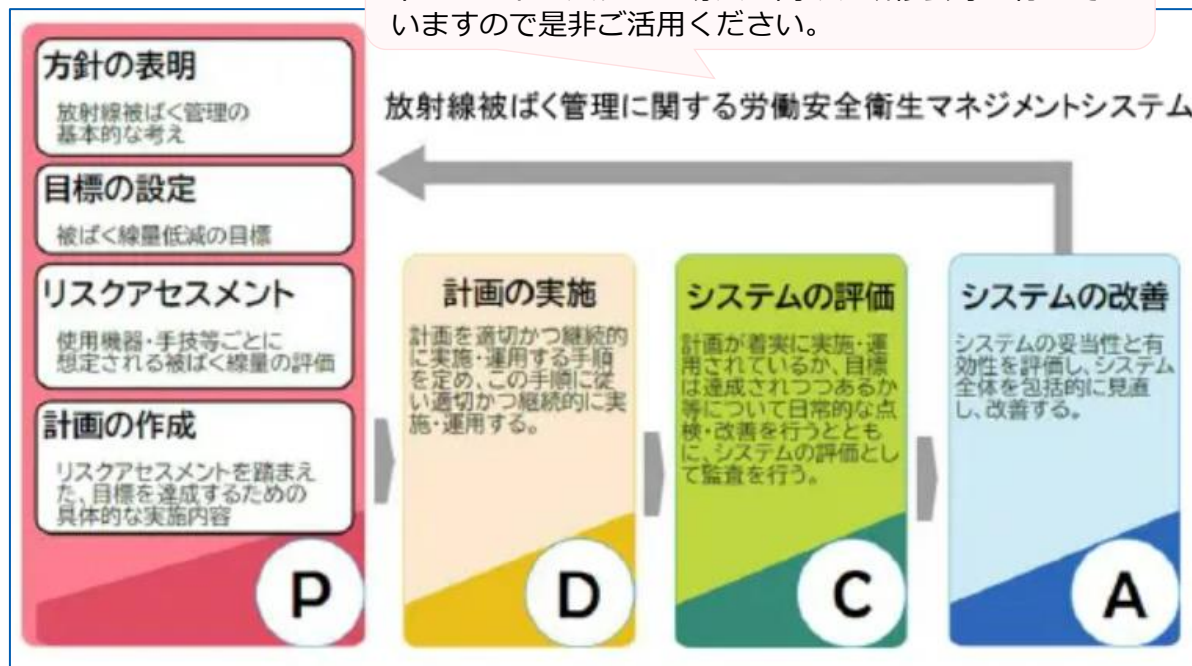
末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

※ 末端部の被ばく線量が体幹部の被ばく線量を下回る場合、放射線測定器の追加は不要です。

2個以上放射線線量計を装着し、被ばく線量を見える化して健康障害を防止しましょう

均等被ばくの場合の装着位置

厚生労働省では、医療従事者の被ばく低減に向けたマネジメントシステムの導入に向け、研修会等を行っていますので是非ご活用ください。



ご安全に！

新潟労働局のホームページ

厚生労働省の職場のあんぜんサイト も参考に

県内に9ある労働基準監督署に相談してください。

健康安全課直通電話 025-288-3505